

# みつば薬局の管理及び運営に関する事項

許可の区分	薬局	薬局の名称	みつば薬局
薬局の所在地	神奈川県横浜市旭区万騎が原105-6	許可番号	第1090099号
許可年月日	令和7年7月5日	許可証有効期限	令和7年7月5日～令和13年7月4日
薬局開設者	向井 秀人	管理薬剤師	高島 幸子
TEL	045 (360) 6155	FAX	045 (360) 6898
開局時間・定休日	月・火・水・金 8:45～18:00 土曜 8:45～13:00 定休日 木曜・日曜・祝祭日		
時間外の相談対応時間	24時間		
緊急・相談時の連絡先	045 (360) 6155 (管理薬剤師に転送されます。非通知での発信は折り返しのご連絡が出来ませんのでご注意ください)		
登録薬剤師	青木啓祐 宇野紳二郎 大村智 紙透恵子 木下ゆかり 椎名早登美 斯波瑞希 島津美和 新藤裕美子 田代美穂子 長岡佳代 中西麻友 原田章子 廣澤真美子 福田聖子 守谷来望 山口勇人 向井将晃 向井ひさみ 高島幸子		
担当業務	処方箋による調剤・医薬品の販売・情報提供など		
登録管理栄養士	石井志歩 川原侑香 田中沙季 三浦いく子		
担当業務	栄養相談・調剤事務など		
登録販売者	西村亜希子 井上由紀		
担当業務	医薬品販売(要指導医薬品・第一類医薬品除く)・調剤事務など		
取り扱う一般用医薬品の区分	要指導医薬品 第一類医薬品、第二类医薬品(指定第二类医薬品)、第三類医薬品、指定濫用防止医薬品		
業務者の区別	薬剤師 着衣：青色 名札：氏名及び「薬剤師」と記載 その他の勤務者 着衣：ピンク色 名札：氏名及び「医療事務」と記載 もしくは「登録販売者」、「管理栄養士」と記載		
当薬局で取り扱いのある医療保険及び公費負担医療	健康保険法に基づく保険薬局としての指定 生活保護法に基づく指定(医療・介護) 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定(育成医療・更生医療・精神通院医療) 労働者災害補償保険法に基づく指定 児童福祉法に基づく指定 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定		
時間外等加算(時間外・休日・深夜)	当薬局では休日、夜間を含む開局時間外であっても調剤および在宅医療業務に対応できる体制を整えております。店舗へお電話を頂ければ、管理薬剤師に転送されます。営業時間外の調剤につきましては、お時間がかかる場合があります。また、時間外・休日・深夜加算が発生いたしますのでご了承下さい。 ・時間外加算；基礎額の100% ・深夜加算；基礎額の200% ・休日加算；基礎額の140%		
夜間・休日等加算	平日19:00から閉店まで、土曜日13:00から閉店まで 日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)の終日に算定いたします。		
「個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書」の発行について	当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、処方された薬剤の薬価や調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行致します。公費負担等で窓口でのお支払いがない方の場合でも発行しております。		
調剤管理料について	当薬局では調剤管理料を算定しております。 患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画(RMP)、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行ったうえで、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。		
服薬管理指導料について	当薬局では服薬管理指導料を算定しております。 患者ごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。薬剤服用歴等を参照しつつ、服薬状況、服薬期間中の体調変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。薬剤交付後においても、必要に応じて指導等を実施しています。		

# 調剤基本料と薬剤服用歴の活用について

当薬局の調剤基本料は以下の通りです。患者様にお薬を安全にご使用いただくため、当薬局では薬剤服用歴（お薬の使用履歴）を活用しております。この記録に基づき、適切な服用方法や市販薬との相互作用をご説明し、内容を記録いたします。

※個人情報、当薬局の保護方針に基づき厳重に管理しております。ご不明な点がございましたら、スタッフまでご相談ください。



調剤基本料 1	47点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 1	27点
電子的調剤情報連携体制整備加算	8点
連携強化加算	5点
調剤ベースアップ評価料	4点

領収書とともに「調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料発行しております。ご不要な場合は事前にお申し出ください。 ※公費負担医療等で自己負担がない方への発行も義務付けられております。

当薬局は以下の施設基準を満たしております。 [処方箋受付月1,800回以下（グループで月3万5000回未満） / 医薬品取引妥結率5割超 / 特定医療機関との賃貸借関係なし / 後発医薬品調剤割合85%以上 / 非常時対応連携体制整備済] / 40歳未満の勤務薬剤師（管理薬剤師は除く）および事務職員の賃金改善に取り組み、賃金改善計画書を作成の上、地方厚生（支）局長に届け出ています。 / 後発医薬品数量シェア85%以上

## 調剤報酬点数表

項目	点数	算定要件
調剤基本料1	47点	複数の医療機関からの処方箋同時受付、2枚目以降は100分の80、未妥結率減算は100分の50
連携強化加算	5点	災害・感染症時の供給体制を持つ薬局
分割調剤(長期保存が困難など)	5点	14日超処方を分割、2回目以降5点
分割調剤(後発品の初服用時など)	5点	初のジェネリック変更時、2回目のみ5点
電子的調剤情報連携体制整備加算	8点	月1回に限り
内服薬	24点	1剤につき3剤分まで
内服用滴剤	10点	
頓服薬	21点	1回の処方箋受付において、剤数にかかわらず
浸煎薬	190点	1調剤につき3調剤分まで
湯薬-イ	190点	7日分以下
湯薬-ロ(7日目以下の部分)	190点	
湯薬-ロ(8日目以上の部分)	10点	1日分につき
湯薬-ハ(29日以上の場合)	400点	
注射薬	26点	1回の処方箋受付
外用薬	10点	1調剤につき3調剤分まで
無菌製剤処理加算(中心静脈栄養法用輸液)   15歳未満	237点	1日分につき
無菌製剤処理加算(中心静脈栄養法用輸液)   15歳以上	69点	1日分につき
無菌製剤処理加算(抗悪性腫瘍剤)   15歳未満	147点	1日分につき
無菌製剤処理加算(抗悪性腫瘍剤)   15歳以上	79点	1日分につき
無菌製剤処理加算(麻薬)   15歳未満	137点	1日分につき
無菌製剤処理加算(麻薬)   15歳以上	69点	1日分につき
麻薬等加算   麻薬	70点	1調剤につき
麻薬等加算   向精神薬・覚醒剤原料・毒薬	8点	1調剤につき
時間外加算	100分の100	開局時間以外の時間(深夜・休日を除く)
休日加算	100分の140	
深夜加算	100分の200	深夜(午後10時から午前6時まで)
夜間・休日等加算	40点	薬局が表示している開局時間内であっても、特定の時間帯(平日19時以降、土曜13時以降など)や休日・深夜に調剤を行った場合に、受付1回につき40点を加算するもの
自家製剤加算   内服薬	20点/7日分	1調剤につき(予製剤または錠剤を分割の場合は100分の20の点数)
自家製剤加算   頓服薬	90点	1調剤につき(予製剤または錠剤を分割の場合は100分の20の点数)
自家製剤加算   液剤	45点	1調剤につき(予製剤または錠剤を分割の場合は100分の20の点数)
自家製剤加算   外用薬(錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パップ剤、リニメント剤、坐剤)	90点	1調剤につき(予製剤または錠剤を分割の場合は100分の20の点数)
自家製剤加算   外用薬(点眼剤、点鼻・点耳剤、洗腸剤)	75点	1調剤につき(予製剤または錠剤を分割の場合は100分の20の点数)
自家製剤加算   外用薬(液剤)	45点	1調剤につき(予製剤または錠剤を分割の場合は100分の20の点数)
計量混合調剤加算   液剤	35点	1調剤につき(予製剤の場合は100分の20の点数)
計量混合調剤加算   散剤・顆粒剤	45点	1調剤につき(予製剤の場合は100分の20の点数)
計量混合調剤加算   軟膏・硬膏剤	80点	1調剤につき(予製剤の場合は100分の20の点数)
調剤管理料   内服薬(28日以上)	60点	処方せん受付1回につき   3剤まで
調剤管理料   内服薬(27日分以下)	10点	処方せん受付1回につき   3剤まで
調剤管理料   内服薬(上記以外)	10点	処方せん受付1回につき   3剤まで
調剤時残薬調整加算   在宅患者	50点	7日分以上相当の変更 処方前相談・提案反映または調剤日数変更時
調剤時残薬調整加算   上記以外	30点	7日分以上相当の変更
薬学的有害事象等防止加算-イ   在宅患者	50点	処方前相談・提案反映
薬学的有害事象等防止加算-ロ   在宅患者	50点	処方変更が行われた場合
薬学的有害事象等防止加算-ニ   その他	30点	処方変更が行われた場合

## 調剤報酬点数表

項目	点数	算定要件
服薬管理指導料1-口	45点	原則3月以内に再度処方箋を持参し、手帳を提示した患者   服薬管理指導料1-イ以外
服薬管理指導料2-口	59点	原則3月以内に再度処方箋を持参し、手帳を提示した患者以外   服薬管理指導料2-イ以外
服薬管理指導料3	45点	介護老人福祉施設等入所者
服薬管理指導料4-イ	45点	情報通信機器で服薬指導   原則3月以内に再度処方箋を持参した患者
服薬管理指導料4-口	59点	情報通信機器で服薬指導   在宅療養で通院困難な患者（服薬管理指導料4-ハ以外）
服薬管理指導料4-ハ	59点	服薬管理指導料4-一口のうち、患者の状態の急変等に併い行った場合
服薬管理指導料4-二	59点	服薬管理指導料4-イからハ以外
麻薬管理指導加算	22点	受付1回につき
特定薬剤管理指導加算1-イ	10点	特に安全管理が必要な医薬品が新たに処方された場合
特定薬剤管理指導加算1-口	5点	特に安全管理が必要な薬の調剤時、服用状況や副作用を確認し指導等を行った場合
特定薬剤管理指導加算2	100点	悪性腫瘍患者に対し、電話等で服用状況や副作用を確認し、医療機関へ文書報告した場合（月1回）
特定薬剤管理指導加算3-イ	5点	医薬品リスク管理計画（RMP）に基づき、安全管理資料を初めて用いて指導等を行った場合（初回のみ）
特定薬剤管理指導加算3-口	10点	調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に対して必要な指導等を行った場合（初回のみ）
乳幼児服薬指導加算(6歳未満の場合)	12点	受付1回につき
小児特定加算	350点	18歳未満の医療的ケア児
吸入薬指導加算	30点	6ヶ月に1回
外来服薬支援料1	185点	月1回   自力での服用が困難な患者さんの服薬管理を支援
外来服薬支援料2   42日分以下	34点/7日分	多剤服用や開包困難な患者さんへ一包化した場合
外来服薬支援料2   43日分以上	240点	多剤服用や開包困難な患者さんへ一包化した場合
施設連携加算	50点	月1回   介護老人福祉施設入所患者さんの服薬管理をした場合
服用薬剤調整支援料1	125点	月1回   6剤以上の内服薬の減薬を提案し、2剤以上減少した場合
服用薬剤調整支援料2	1000点	6ヶ月に1回   複数の医療機関から6剤以上の患者へ、かかりつけが減薬を提案
調剤後薬剤管理指導料1	60点	月1回   糖尿病患者に対して行った場合
調剤後薬剤管理指導料2	60点	月1回   慢性心不全患者に対して行った場合
服薬情報等提供料1	30点	月1回   保険医療機関の求めがあった場合
服薬情報等提供料2-イ	20点	月1回   保険医療機関に必要な情報を文書により提供した場合
服薬情報等提供料2-口	20点	月1回   リフィル処方箋による調剤後、処方医に必要な情報を文書により提供した場合
服薬情報等提供料2-ハ	20点	月1回   介護支援専門員に必要な情報を文書により提供した場合
服薬情報等提供料3	50点	3ヶ月に1回   入院前の患者に係る保険医療機関の求めがあった場合
在宅患者訪問薬剤管理指導料1   単一建物患者1人	650点	月4回まで   末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の対象患者は週2回かつ月8回まで。保険薬剤師1人につき40回まで
在宅患者訪問薬剤管理指導料2   単一建物患者2～9人	320点	月4回まで   末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の対象患者は週2回かつ月8回まで。保険薬剤師1人につき40回まで
在宅患者訪問薬剤管理指導料3   その他	290点	月4回まで   末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の対象患者は週2回かつ月8回まで。保険薬剤師1人につき40回まで
在宅患者訪問薬剤管理指導料   麻薬管理指導加算	100点	訪問1回につき
在宅患者訪問薬剤管理指導料   在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	250点	訪問1回につき
在宅患者訪問薬剤管理指導料   乳幼児加算	100点	訪問1回につき   6歳未満患者対象
在宅患者訪問薬剤管理指導料   小児特定加算	450点	訪問1回につき   医療的ケア児
在宅患者訪問薬剤管理指導料   在宅中心静脈栄養法加算	150点	訪問1回につき

## 調剤報酬点数表

項目	点数	算定要件
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1	500点	計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変に伴うもの場合
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1-イ	400点	夜間訪問加算
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1-ロ	600点	休日訪問加算
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1-ハ	1000点	深夜訪問加算
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2	200点	上記以外
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料   麻薬管理指導加算	100点	訪問1回につき
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料   在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	250点	訪問1回につき
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料   乳幼児加算	100点	訪問1回につき   6歳未満患者対象
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料   小児特定加算	450点	訪問1回につき   医療的ケア児
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料   在宅中心静脈栄養法加算	150点	訪問1回につき
在宅患者緊急時等共同指導料	700点	月2回まで
在宅患者緊急時等共同指導料   麻薬管理指導加算	100点	訪問1回につき
在宅患者緊急時等共同指導料   在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	250点	訪問1回につき
在宅患者緊急時等共同指導料   乳幼児加算	100点	訪問1回につき   6歳未満患者対象
在宅患者緊急時等共同指導料   小児特定加算	450点	訪問1回につき   医療的ケア児
在宅患者緊急時等共同指導料   在宅中心静脈栄養法加算	150点	訪問1回につき
退院時共同指導料	600点	入院中1回（末期の悪性腫瘍の患者等は入院中2回）まで
経管投薬支援料	100点	初回のみ
在宅移行初期管理料	230点	初回月1回のみ
訪問薬剤管理医師同時指導料	150点	6ヶ月に1回   薬剤師が医師と同時訪問し指導した場合
複数名薬剤管理指導訪問料	300点	薬剤師が他職員と複数名で訪問し指導した場合
使用薬剤料1	1点	所定単位につき15円以下の場合
使用薬剤料2	10円または端数をますごとに1点	所定単位につき15円を超える場合
1処方につき7種類以上の内服薬	所定点数の100分の90	
特定保険医療材料	材料価格を10円で除して得た点数	
調剤ベースアップ評価料	4点	受付1回につき
調剤物価対応料	1点	3ヶ月に1回

# 医薬品の販売方法および副作用被害救済制度のご案内

## 要指導 医薬品

医療用から移行した特に注意が必要な医薬品です。『要指導医薬品』と表示され、手に取れない場所に陳列しています。ご購入時は**薬剤師**が書面で対面説明・販売します。

## 第1類 医薬品

使用に特に注意が必要な医薬品です。**薬剤師**が書面で説明し、対面販売します。商品は直接触れられない場所に陳列されており、外箱には『第1類医薬品』と四角枠で表示されています。

## 第2類 医薬品

第2類医薬品、特に指定第2類は注意が必要です。相談カウンター近く（7m以内）に陳列。使用前に「してはいけないこと」を確認し、**薬剤師**または**登録販売者**にご相談ください。外箱には第2類、指定第2類ともに『2』を○または□で囲んで表示しています。

## 第3類 医薬品

比較的安全性の高い一般用医薬品です（要指導、第1類・第2類以外）。**薬剤師**または**登録販売者**が情報提供のうえ販売。商品は直接ご覧いただけます。外箱には四角枠で「第3類医薬品」と表示。

## 指定濫用防止 医薬品

厚生労働大臣が指定する「濫用等のおそれのある医薬品」は、依存や健康被害防止のため、消費者が手に取れない場所に陳列します。販売時は**薬剤師**または**登録販売者**が購入理由や数量を確認し、「乱用による危険性」を書面等で説明し、適正使用を徹底することが義務付けられています。

## 健康被害 救済制度

### 医薬品の副作用による健康被害救済制度があります。

安全使用のため症状等をお伺いすることがあります。個人情報、個人情報保護法等に基づき適切に管理し、安全使用以外の目的で利用しません。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 | 0120-149-931

## 苦情相談窓口

横浜市薬剤師会 | 045-761-7840 旭区福祉保健センター生活衛生課 | 045-954-6168

# 個人情報保護方針

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省のガイドラインを遵守し、質の高いサービスを提供するため、皆様の個人情報の適切な管理を徹底いたします。個人情報の適正な取り扱いを確保するため、以下の措置を講じます。

- 関連する法令およびガイドラインを厳守します。
- 個人情報管理に関するルールを定め、全従業員へ遵守を徹底します。
- 適切な安全管理措置を講じ、個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止に努めます。
- 個人情報の取り扱い状況を定期的に確認し、継続的に改善します。
- 個人情報を取得する際は利用目的を明示し、その目的の範囲内で利用します。ただし、あらかじめご本人の同意を得ている場合や、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- 業務を委託する際は、委託先が当薬局の方針を理解し、適切に個人情報を取り扱うよう監督します。
- 個人情報に関する相談体制を整備し、迅速に対応します。

また、以下の事項についてご本人からお申し出があった場合は、適切かつ迅速に対応いたします。

- 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- 個人情報の開示、訂正、利用停止等のご請求（法令により応じられない場合を除く）
- 個人情報の漏洩、滅失、毀損が発生した、またはその可能性が疑われる場合
- その他、個人情報の取り扱いに関するご相談やお問い合わせ

# 個人情報取り扱いについて

当薬局では、適切なサービス提供のため、個人情報を厳重に管理・保護しております。取り扱いに関するご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

**【個人情報の利用目的】** 当薬局は、取得した個人情報を以下の目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

- 当薬局における調剤サービスの提供および業務改善のための基本情報の収集
- 安全な医薬品使用のための情報収集（副作用歴、既往歴、アレルギー情報、体質、併用薬、住所、緊急連絡先など）
- 病院、診療所、他の薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携および照会への回答
- 医療保険関連業務（調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または保険者への照会・回答など）
- 薬剤師賠償責任保険等に関する保険会社や弁護士等への相談・届出
- 当薬局内での薬剤師や医療事務の教育・研修、薬学生の実務実習
- 外部監査機関への情報提供
- 学会や学術誌等への発表・報告（原則として匿名化し、困難な場合は事前に同意を取得します）
- その他、個別に利用目的を明示した場合における、当該目的の達成

**【業務外部委託について】** 業務の一部を外部委託する際は、十分な保護水準を満たす委託先を選定し、適切に監督いたします。

**【第三者への開示・提供について】** お預かりした個人情報は、以下の場合を除き、第三者に開示・提供いたしません。

- 患者様ご本人の同意をいただいた場合
- 当薬局と秘密保持契約を締結している業務委託先に対し、必要な範囲で開示する場合
- 法令に基づき開示・提供を求められた場合

# 在宅訪問服薬指導に関するご案内



在宅療養中で通院が困難な方を対象に、薬剤師がご自宅を訪問し、お薬の管理や服薬指導をさせていただきます。短期間のみのご利用も可能です。ご希望の際は、まずはお気軽にご相談ください。ご利用にあたっては医師の指示が必要となるため、当薬局より確認・調整を行うことも可能です。

## 介護保険の方

居宅療養管理指導および  
介護予防居宅療養管理指導



同一建物居住者以外

**518** 単位/回



同一建物居住者

**379** 単位/回 (2~9人)

**342** 単位/回 (10人以上)

1単位=10円（例：10単位の場合、1割負担で10円、3割負担で30円）。自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

## 医療保険の方

在宅患者訪問薬剤管理指導



同一建物居住者以外

**650** 点/回



同一建物居住者

**320** 点/回 (2~9人)

**290** 点/回 (10人以上)

1点=10円（例：10点の場合、1割負担で10円、3割負担で30円）。自己負担率により金額が変わります。麻薬の調剤や緊急対応、オンライン服薬指導等で点数が異なります。

みつば薬局 管理薬剤師 高島 幸子

神奈川県知事指定介護保険事業所 第 1443281797 号

TEL 045-360-6155

FAX 045-360-6898

緊急時→転送電話（24時間対応）

# 保険対象外の費用についてのお知らせ

当薬局では、健康保険（療養の給付）の対象とならない以下の項目につきましては、実費でのご負担をお願いしております。何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

## 薬剤の容器代



点眼点鼻容器 50円  
水剤容器 30ml~200ml :50円  
500ml:150円  
軟膏容器 :50円  
その他シリンジなど 50円

## 薬などの郵送代



実費で対応  
サイズにより  
220円~3000円程度

## 長期収載品の選定療養



先発医薬品（長期収載品）をご希望の場合や時間外の対応（緊急時を除く）には、通常のご負担に加え「選定療養費」がかかります。詳細はスタッフまでお尋ねください。

## 患者さん希望による 甘味料などの添加

## 患者希望による一包化



医師の指示による  
保険対象で調剤しております

## 患者さん宅への薬の持参料 ・在宅医療の交通費



訪問1回につき  
500円

## 患者希望による 服薬カレンダー



1日4回1週間分  
220円

# 取扱い公費負担医療

- 生活保護法：医療扶助
- 障害者総合支援法：自立支援医療（精神通院・更生・育成医療）
- 児童福祉法：小児慢性特定疾病医療支援、小児慢性特定疾患治療研究事業
- 難病の患者に対する医療等に関する法律：特定医療費（指定難病）
- 感染症法：結核患者の適正医療、第一種・第二種感染症等
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律：認定疾病医療、一般疾病医療費
- 母子保健法：養育医療
- 戦傷病者特別援護法：療養の給付、更生医療
- 石綿による健康被害の救済に関する法律：医療費の支給
- その他：特定疾患治療費、先天性血液凝固因子障害等治療費

全店

# 医療DXで、安心安全の服薬支援を行っています

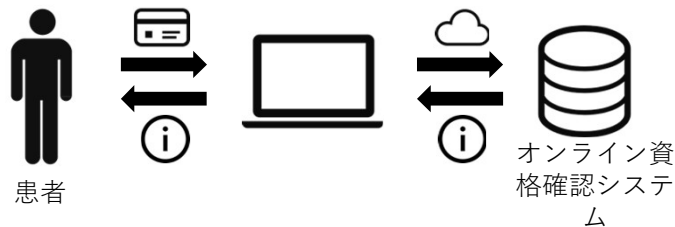
## マイナ保険証利用の促進

当薬局は医療DXを推進し、マイナ保険証の活用等を通じて、質の高い医療の提供に取り組んでいます。



## オンライン資格確認等システムの活用

オンライン情報を活用し、安全で質の高い医療を提供します。



※オンライン資格確認で取得した個人情報は、保険情報の照会のみで使用し、ご本人の同意なく他の目的に利用することはありません。

## 電子処方せんの活用

電子処方箋は、オンライン資格確認システムを通じて医師・薬剤師間でお薬情報を連携する仕組みです。重複処方や飲み合わせのリスク低減に役立ちます。

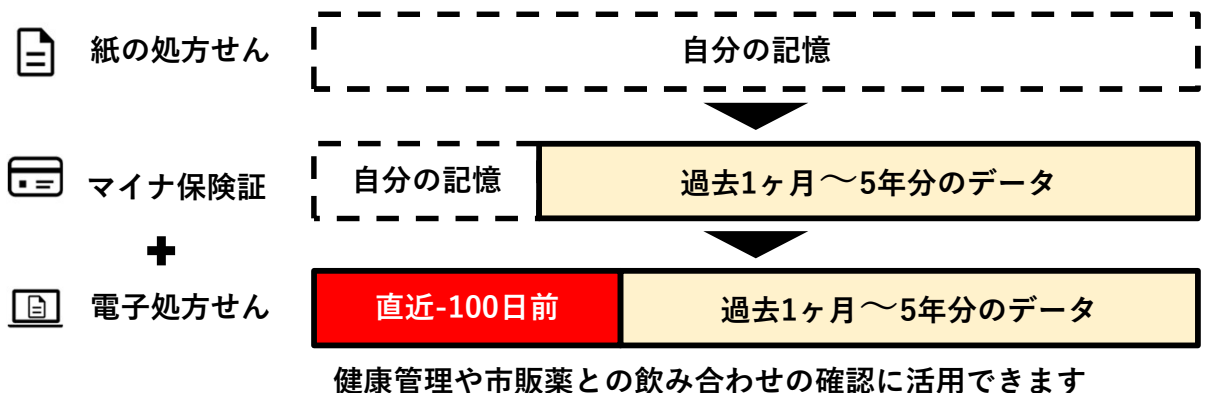


医師・医療機関      管理サービス      薬剤師・薬局

↓ マイナポータル

患者      ※マイナンバーカードでお薬情報参照に同意したとき

マイナンバーカードと併用することで電子処方箋の機能を最大限に活用でき、マイナポータルでお薬情報をいつでも確認できます。



# 感染・災害発生時に対応できる体制を備えています



当薬局は、都道府県知事指定の「第二種協定指定医療機関」として、災害や新興感染症発生時に迅速に対応できる体制を整備しています。平時より抗原検査キット、市販薬、マスク等を常備し、他機関と連携して緊急時も安心してお薬を受け取れる環境を維持します。

# 医薬品の供給に関するお願い

現在、全国的に多くのお薬が手に入りにくい状況が長期化しております。これは一部の製薬会社における製造トラブルに加え、流通面での課題や、国の供給安定化に向けた対策が十分に追いついていないことなど、構造的な問題が主な原因となっております。

薬の供給状況により、以下の変更をお願いする場合がございます。



- ・ 同一成分・同一薬効薬への変更
- ・ 処方日数の変更

お薬の変更や処方日数の調整が生じた際、処方医への確認を行うため、お薬のお渡しまでにお時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

医薬品の安定供給のため、地域の薬局間での在庫融通および、医療機関との積極的な情報共有を実施しております。

全店

# 先発医薬品をご希望の患者さんへ

## お薬の自己負担（長期収載品の選定療養）についてのご案内



### 長期収載品の選定療養ってなに？

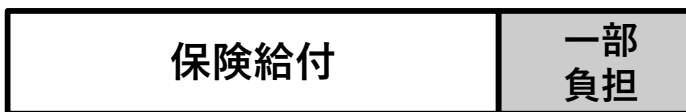
先発医薬品を希望された際、価格差の一部（+税）をご負担いただく制度です。

医療保険財政の改善目的であり、薬局の収入にはなりません。（薬剤料以外の費用は変更なし）

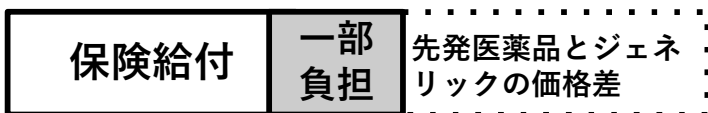
※医療上の理由や供給不足の品目は対象外です。

※生活保護の方は医師の指示がない限り原則ジェネリックとなります。

先発医薬品



ジェネリック医薬品



先発医薬品



\*特別の料金:先発医薬品とジェネリック医薬品の差額の2分の1。さらに消費税が追加されます。

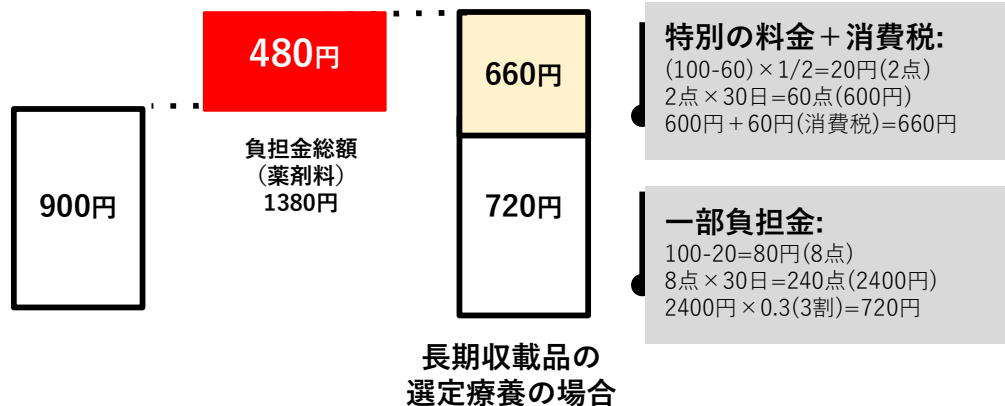
患者負担の総額



### どのくらい高くなるの？

先発薬を希望されると、ジェネリックとの差額の2分の1（+税）が特別料金として加算されます。例えば差額が40円なら、20円+消費税が上乗せされるイメージです。負担割合等により正確な金額は異なりますので、詳細はスタッフまでお気軽にお尋ねください。

先発医薬品（1錠100円）、ジェネリック（1錠60円）  
1日1錠、30日分処方 3割負担の場合



将来にわたって国民皆保険を守るため  
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

生活保護法指定

労災保険  
指定薬局